

基本理念：一人ひとりの個性が尊重され

みんながともに支えあう 共生社会の実現

《基本指針見直しの主なポイント》

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組（包括的な支援体制の構築について新たに言及）
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実（ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング等の支援体制の確保、専門医療機関等の確保について新たに言及）
- ・障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・相談支援体制の充実・強化等（現状の評価の実施と総合的な相談支援体制、専門的案指導・助言及び人材育成機能の強化について新たに言及）
- ・障がい者の社会参加を支える取組【新規】（特に文化芸術、及び読書に関する各法律の計画的推進について言及）
- ・障がい福祉サービス等の質の向上
- ・障がい福祉人材の確保【新規】

《社会的なトレンド》

▷文化芸術活動・スポーツ参画◁

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が平成 30 年 6 月 13 日に公布、施行。障がい者の文化芸術活動の促進や、文化芸術を通じた交流機会の創出の促進が求められている。

また、東京パラリンピック開催に向けて、障がい者のスポーツについても参加が求められており、「障がい者スポーツ推進プロジェクト」が平成 30 年度より全国的に進められている。

▷新型コロナウイルス感染症（COVID-19）◁

感染拡大により、社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼし、外出自粛要請による経済・雇用が不安化、働き方や教育のあり方にも対応が求められている。

社会福祉施設等における各種サービスの継続的な提供のための感染拡大防止に向けた取組や、視聴覚障がい者等に対する障がい特性を踏まえた情報提供の配慮を国が地方自治体に要請。

▷差別解消◁

- ◆障害者差別解消法の見直しの検討開始（2019 年 1 月）
- ◆持続可能な開発目標・SDGs の目標 10「人や国の不平等をなくそう」

《成果指標の見直しのポイント》

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末時点での①「施設入所支援」利用者の 6 %以上の人数を算出、地域生活移行者目標数として設定
- ①の 1.6%以上の人数を減らしたものを「施設入所支援」の利用者数見込みとして設定（個別サービス事業量との整合をとる）

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がい者の精神病床から退院後の一年以内における平均生活日数（316 日以上を基本）【新設】
- 精神病床における早期退院率（入院 3 か月時点：69%以上、6 か月時点：86%以上、1 年時点：92%以上）

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも 1 つ以上の拠点を確保しつつ、その充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等の一般就労移行者の目標設定
- ・令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上を基本とする
- ・就労移行支援事業：同実績の 1.30 倍以上を基本とする
- ・就労継続支援 A 型事業：同実績の 1.26 倍以上を基本とする
- ・就労継続支援 B 型事業：同実績の 1.23 倍以上を基本とする
- ・令和 2 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を加えた割合以上を目標値とすること
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の目標設定
- ・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする
- ・就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする
- 大学在学中の学生への専門的な就労支援の利用を促進
- 農福連携の取組推進
- 高齢障がい者のニーズに応じて、継続 B による適切な支援の実施と他のサービスや事業に適切につなぐ体制の構築

5 障がい児支援の提供体制の整備等

- 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築【新設】
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置【追加】（市町村もしくは圏域でのコーディネーターの配置について言及）

6 相談支援体制の充実・強化等【新規】

- 総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する（基幹相談支援センターの業務内容）

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

- 障がい者総合支援法の具体的内容の理解
- 障がい福祉サービス等の利用状況を把握
- 真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているかの検証
- 請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保すること

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人が生きがいを実感できる

ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する